



平成 27 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 アグレックス  
代表者名 代表取締役社長 山口 勝規  
(コード番号 4799 東証第一部)  
問合せ先 代表取締役専務執行役員 西本 博明  
(TEL. 03-5321-9586)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る承認決議並びに  
全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 30 日付の当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成 27 年 1 月 30 日付当社プレスリリース」といいます。)においてご報告申しあげておりますとおり、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式(下記「I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容」の②において定義いたします。以下同じです。)の取得につきまして、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議し、また全部取得条項に係る定款一部変更について当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)を所有する株主様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議しましたところ、下記のとおりいずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の定める上場廃止基準に該当することとなり、本日から平成 27 年 3 月 25 日まで整理銘柄に指定された後、同月 26 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得の承認決議に基づき、本日開催の取締役会におきまして、平成 27 年 3 月 30 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く株主様をもって、平成 27 年 3 月 31 日を取得日として、その所有する全部取得条項付普通株式を当社が取得し、当該取得と引換えに全部取得条項付普通株式 1 株につき新たに発行する当社の A 種種類株式(下記「I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容」の①において定義いたします。)を 372,407 分の 1 株の割合をもって交付する株主として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、平成 27 年 1 月 30 日付当社プレスリリースにおいてご報告申しあげておりますとおり、以下の①から③までの手続による、当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下「本完全子会社化手続」といいます。)についてご承認いただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、平成 27 年 1 月 30 日付当社プレスリリース「I. 当社完全子会社化のための定款一部変更」の「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件(1)」)」に記載の定款変更案第 5 条の 2 に定める内容の A 種種類株式(以下「A 種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとするにより、当社を会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。)の規定する種類株式発行会社(会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。)といたします(以下「手続①」といいます。)

- ② 手続①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 372,407 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします（以下「手続②」といいます。）。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに手続①及び手続②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 372,407 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、ITホールディングス株式会社（以下「ITホールディングス」といいます。）を除く各株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、いずれも 1 株未満の端数となる予定です（以下「手続③」といいます。）。

## II. 種類株式発行に係る定款一部変更（手続①）及び全部取得条項に係る定款一部変更（手続②）の承認決議

### 1. 承認可決された事項の内容

手続①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、手続②及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

本臨時株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、平成 27 年 1 月 30 日付当社プレスリリース「I. 当社完全子会社化のための定款一部変更」の「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件（1）」）」に記載のとおりであり、また本臨時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、平成 27 年 1 月 30 日付当社プレスリリース「I. 当社完全子会社化のための定款一部変更」の「2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件（2）」）」に記載のとおりです。

### 2. 定款変更の効力発生日

手続①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における承認可決をもって、本日その効力が発生しております。また、手続②及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成 27 年 3 月 31 日をもってその効力が発生いたします。

## III. 全部取得条項付普通株式の取得（手続③）の承認決議

### 1. 承認可決された事項の内容

手続③の全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案に係る内容は、平成 27 年 1 月 30 日付当社プレスリリース「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」においてご報告申しあげておりますとおり、会社法第 171 条第 1 項並びに手続①及び手続②による変更後の当社の定款の規定に基づき、取得日（下記 2. において定義いたします。）において、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに、A 種種類株式を 372,407 分の 1 株の割合をもって交付するものです。

### 2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

手続③の全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決

により、手続②の定款変更の効力が生じることを条件として、平成27年3月31日（以下「取得日」といいます。）をもってその効力が発生いたします。

### 3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日において、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき新たに発行する当社のA種種類株式を372,407分の1株の割合をもって交付するものです。

このように割り当てられるA種種類株式の数に1株未満の端数が生じる全部取得条項付普通株式の株主様に対しましては、A種種類株式を割り当てた結果生じる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式を、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付することを予定しております。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に1,430円（ITホールディングスが平成26年10月31日から同年12月15日まで行った当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる可能性もあり得ます。

## IV. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成27年2月23日（月）
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成27年2月23日（月）
当社普通株式の東京証券取引所における整理銘柄への指定	平成27年2月23日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日設定公告	平成27年2月24日（火）
当社普通株式の東京証券取引所における売買最終日	平成27年3月25日（水）
当社普通株式の東京証券取引所における上場廃止日	平成27年3月26日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日	平成27年3月30日（月）
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成27年3月31日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成27年3月31日（火）

以上